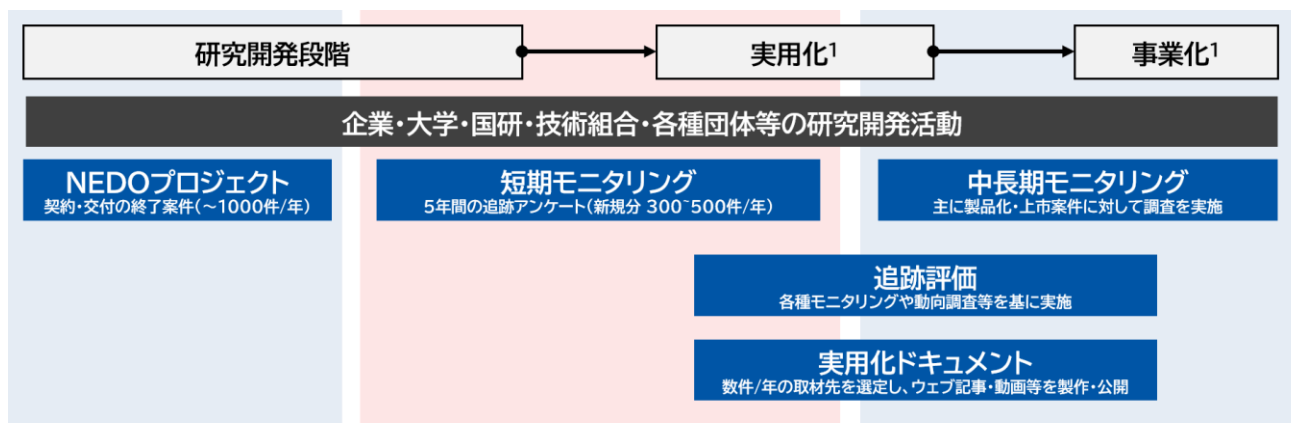


## 追跡調査・評価の概要

|         |                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 公開日     | 2026 年 8 月 5 日                                                          |
| 更新履歴    | 2026 年 8 月 5 日 初版                                                       |
| 事務局・連絡先 | 事業統括部 追跡調査・評価課 tsuiseki[*]@nedo.go.jp<br>E-mail アドレスの[*]を@に変えて使用してください。 |

## 追跡調査・評価について

- NEDO では、プロジェクトで得られた成果の状況や社会的・経済的裨益の把握及び NEDO の業務運営改善等を目的に、終了したプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。追跡調査・評価は、契約約款・交付規定に記載される協力事項及び存続状況の記載に基づき実施しておりますので、ご協力のほどお願いいたします。
- 追跡調査・評価における情報収集・提供内容(情報を加工して生じた派生的な情報も含む)については、EBPM (Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)の取組を政府として推進すべく、効果的な政策立案や効果検証のため、所管する府省庁、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関に提供・利活用される場合があります。
- 本資料では、NEDO 事業の評価類型(プロジェクト評価・制度評価・事業評価)のうち、「プロジェクト評価」の類型に適用する追跡調査・評価活動およびその運用について説明します。他の評価類型及び異なる種別の事業等においては「プロジェクト評価」の運用に準じた形式を適用する場合と異なる調査様式・運用を適用する場合の2つに分かれますので、所管府省庁もしくは NEDO 所管部門からの案内を基に追跡調査・評価へのご協力をお願い申し上げます。
- 本資料では追跡調査・評価の主な活動について説明します。なお、プロジェクト実施の時系列との追跡調査・評価活動の主な対応関係は下図のとおりです。
  1. 追跡調査(プロジェクト終了後の短期モニタリング)について
  2. 追跡調査(プロジェクト終了後の中長期モニタリング)について
  3. 追跡評価について
  4. 調査結果の発信・報告について



¹ここでの「実用化・事業化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されること、又は当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動(売り上げ等)に貢献することを指します。

図.追跡調査・評価活動の概観

## 1. 追跡調査(①プロジェクト終了後の短期モニタリング)について

- プロジェクト終了後の短期モニタリングとなる追跡アンケートは、研究開発の活動状況・開発成果の把握及び NEDO のマネジメント・制度設計に対するフィードバックを目的に、総調査期間を最大5年間として1年に1回の頻度で調査票を送付します。例年8～9月頃に送付後、3ヶ月ほどの受付期間を設けて実施しております。
- アンケートを実施するにあたり、担当者へのメール配信及び回答データ管理は、NEDO が運営する「追跡調査管理システム」で行います。本アンケートの運用詳細や追跡調査管理システムに関する操作について以下に資料を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

資料掲載先: [研究評価・事業評価](#)

- アンケートは契約約款・交付規程に追跡調査・評価に係る記載がなされた事業のうち、契約・交付の終了日を迎えた案件を対象に実施します。なお、大学もしくは国立研究開発法人で再委託先等での参画の場合、アンケートは対象外とします。
- 初回のアンケート送付先は、NEDO のプロジェクトマネジメントシステム(NEDO-PMS)に契約・交付終了日以後に登録されている「プロジェクト担当窓口」欄の担当者へ追跡調査管理システムからメールを配信します。
- 2回目以降のアンケート送付は以下の流れに従います。  
活動状況に関する設問への回答が「中止・中断」もしくは「NEDO 事業を継続」の場合、次回のアンケート送付は停止します。それ以外の場合には、次年度以降も送付いたします。

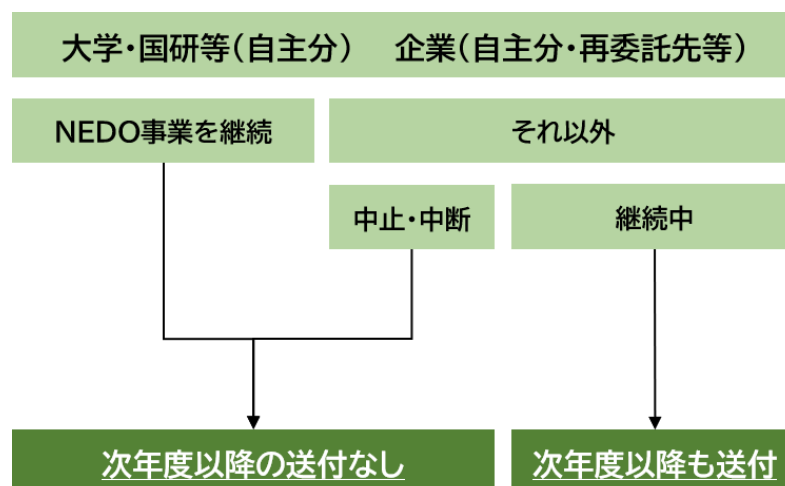


図.アンケート送付の継続判定について

- 取得した情報については、各種調査の活動へ活用するとともに、追跡調査管理システム上のデータ利用規約に準じ、個人情報および非公知情報を識別できないように復元不可能な情報に加工し、一般公開用の媒体(委託調査の成果報告書等)を作成・公表する場合があります。

## 2. 追跡調査(プロジェクト終了後の中長期モニタリング)について

- 中長期モニタリングは、5 年間の短期モニタリング終了後以降の期間に行われる調査に位置付けられます。短期モニタリングで得られた情報に加え、実用化状況や波及効果等を情報収集します。
- 中長期モニタリングにおいては、短期モニタリングでアンケート回答にご協力いただいた担当者の方もしくは当該法人の代表窓口にお問合せする場合がございますので、予めのご理解とともに、アンケートやヒアリング、資料提供等の活動にご協力をお願いします。
- 取得した情報については、各種調査の活動へ活用するとともに、追跡調査管理システム上のデータ利用規約に準じ、個人情報および非公知情報を識別できないように復元不可能な情報に加工し、一般公開用の媒体(委託調査の成果報告書等)を作成・公表する場合があります。

## 3. 追跡評価について

- 追跡評価では短期・中長期モニタリングで得られた一次情報を活用し、プロジェクト実施による効果や制度設計・マネジメントに対する改善点の把握、市場・技術動向等の深掘した調査活動を行う場合がございます。
- この評価では各種制度・プロジェクトの企画立案のあり方について振り返りや今後反映すべき改善点を含めた調査を行います。なお、追跡評価において事業者は被評価者には当たりませんが、詳細調査で行うアンケートやヒアリング、資料提供等へのご協力をお願いします。
- 取得した情報については、各種調査の活動へ活用するとともに、追跡調査管理システム上のデータ利用規約に準じ、個人情報および非公知情報を識別できないように復元不可能な情報に加工し、一般公開用の媒体(委託調査の成果報告書等)を作成・公表する場合があります。

## 4. 調査結果の発信・報告について

- 追跡調査等で把握できた実用化事例については、NEDO プロジェクト参加者への取材を行い、「実用化ドキュメント」として [Web 記事](#)および[動画](#)で実用化までに至る研究開発のストーリーとして発信しておりますので、ぜひご覧ください。
- アンケート等の集計結果については回答者が利用する追跡調査管理システム上で各種集計状況を閲覧できるページを用意しております。